

## 第56回福島県入札制度等監視委員会における意見・要望内容及び回答について

一般社団法人福島県建設業協会

調査票の項目	意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
1 総合評価方式について		
<p>(1)県の総合評価方式において、入札参加者の技術力や地域貢献度を評価するためには、どのような項目を評価すべきとお考えですか。</p>	<p>当協会としては、特別簡易型は地域に密着した工事が主であることから、地元企業が受注しやすい評価項目とすることが必要と考えており、従前から施工能力や工事成績など本業での企業努力、およびボランティア活動や災害時対応など地域への社会貢献に重きを置き、評価されるべきと考えている。</p> <p>その中で、特に評価すべき項目としては、入札参加者の所在地および営業年数、雇用の維持・確保ではないか。その理由としては、長年、営業活動していること、地域住民からの信頼が得られていること、地域の特性や実情等を把握していることに加え、適切かつ円滑な工事施工および除雪・維持補修が可能であるとともに、地域の危機管理産業として災害時の迅速な対応が期待できるからである。また、地域の雇用の受け皿となってきたことは、地域社会に対する大きな貢献である。</p> <p>そのほか評価すべき項目としては、現在、建設業界では若年入職者の確保が最重要課題となっている。このことから、建設業の将来を担う人材確保に資する取り組みが評価されるべきと考える。例えば、小中高生等に建設業の魅力や遣り甲斐などを伝えるための現場見学会の実施や職場体験実習の受入などを継続的に行っている企業を評価すべきではないか。</p>	<p>工事の総合評価方式については、品質の確保を図り、地元企業の受注機会を確保する観点から、「企業の技術力や」「地域社会に対する貢献度」の配点に一定の重きを置くとともに、工事規模が大きい案件に適用となる簡易型や標準型については、「施工計画の適切性」や「技術提案」を求め技術力の適正な評価に努めております。</p> <p>ご意見のあった評価項目については既に評価項目としているものとそうでないものがありますが、今後とも評価項目の分析・検証を進め、透明性、公正性、競争性の確保とともに、地元建設業者が地域で担う役割も考慮しながらより良い評価制度となるよう努めてまいりたいと考えております。(入札監理課)</p>

調査票の項目	意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
	<p>なお、現在の特別簡易型の配点項目は①企業の技術力(3.5点)、②配置予定技術者の技術力(1.0点)、③企業の地域社会に対する貢献度(5.5点)の10点満点となっているが、企業規模や地域特性により有利になる企業と不利になる企業があるため、評価項目および配点の見直しのみでは限界がある。よって、画一的な評価項目とならないよう発注者が地域性や企業実績などの工事特性を考慮して評価項目を設定する仕組みを検討すべきである。</p>	<p>地域性や工事特性を考慮した評価については、現行制度においても「同一市町村内工事実績」、「入札参加者の所在地」、「施工能力(同種・類似工事の実績)」、「工事成績」等により一定程度評価できているものと考えており、発注者が評価項目を設定する仕組みでは、恣意的な判断となるなど公正性を欠く評価となる恐れがあると考えます。(入札監理課)</p>
<p>(2)県の総合評価方式について、御意見等があればお聞かせください。</p>	<p>特別簡易型は、加算点数が固定化され、規模の大きな企業ほど評価を得やすい実態があり、小規模な企業は事前に落札できないことが判るため、入札に参加しない状況となっている。よって、総合評価方式の対象工事の金額を引き上げ、総合評価方式を実施しない工事については指名競争入札を導入すべきである。</p>	<p>(入札監理課) 一定の技術力が求められる設計金額3千万円以上の工事については、総合評価方式での実施が適切であると考えておりますが、特別簡易型の評価項目については、平成23年11月に点数が固定化しやすい項目の見直し(優良工事表彰の廃止と配置予定技術者の技術力の追加)を行っているところであり、必ずしも小規模な企業に不利な項目内容とは考えておりません。</p>
	<p>低入札による不当販売は産業全体をひっ迫させ、労働者や下請業者、資材業者へのしわ寄せなどにより、工事の品質低下や安全管理の不備などにつながるリスクの増大が懸念される。よって、低入札価格調査は、新技術や新工法などを駆使してのコスト縮減を図ったもの以外は失格とするか、国土交通省のような補足資料請求による厳格な審査を徹底してほしい。</p>	<p>低価格入札についてはご意見のようなリスクが懸念されるため、県では総合評価方式による入札案件については低入札価格調査事務処理要領に基づき諸経費の積算内訳、手持ち工事の状況、手持ち資材の状況等の確認を行い当該入札価格において契約内容に適合した履行が可能かどうか調査し、工事の品質確保及び下請業者等へのしわ寄せなどを防いできたところであります。今般の品確法の改正においても、低入札価格調査制度の適切な活用が求められていることから、引き続き適正な調査を実施し、ダンピング受注の排除に努めてまいりたいと考えております。(入札監理課)</p>
	<p>災害時出勤実績および除雪・維持補修業務の実績の項目は、当該工事箇所と同一の市町村内の実績にしてほしい。</p>	<p>現行制度においては「同一市町村内工事実績」の評価項目以外については地域要件に応じて評価対象となる管内(最小の単位は土木事務所管内)を設定しある程度の企業が加点対象となるようにし競争性、公正性の確保を図っております。ご要望のあった評価項目について評価対象となる管内を「同一市町村内の実績」とした場合、当該市町村の面積規模によっては加点対象の業者数に大きな開きが出る恐れがあると考えます。今後とも評価項目の分析・検証を進め、透明性、公正性、競争性の確保とともに、地元建設業者が地域で担う役割も考慮しながらより良い評価制度となるよう努めてまいりたいと考えております。(入札監理課)</p>

調査票の項目	意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
	<p>ボランティア活動など、その精神に基づく活動を加点の対象することは良いが、単に加点のみを目的とした活動は対象とすべきでない。</p>	<p>ボランティア精神に基づく活動として判断する基準として、現行の評価においては「過去3年間以上継続したボランティア活動」とし、単発の活動は評価対象外としているところです。 今後とも評価項目の分析・検証を進め、良い評価制度となるよう努めてまいりたいと考えております。(入札監理課)</p>
	<p>障がい者雇用の実績の項目は、法定義務のない企業があるので、評価項目としては問題がある。</p>	<p>「障がい者雇用」については、障がい者の社会進出を促進し「共生社会」の実現の観点から法定雇用義務があるなしに関わらず取り組むべき内容であることから評価項目として適切と考えます。なお、法定義務のない企業に対しては義務のある企業と同じ評価基準(法定雇用率の達成)とはせず、1名でも雇用していれば評価するとしております。(入札監理課)</p>
	<p>配置予定技術者は、入札書の提出から落札者の決定まで拘束され、この間、他の入札に参加できない状況にあることから、入札期間の短縮を求める。</p>	<p>入札説明書の「12その他(6)ア」に記載のとおり、複数の工事に同一の技術者を配置技術者として応札することは可能であり、他の入札に参加することは可能です。なお、他の工事を落札したことにより技術提案書に記載した配置予定技術者を当該工事に配置できなくなった場合には、速やかに入札書を無効とする申出書を提出するか、技術提案書に記載した配置予定技術者以上の総合評価加算点を獲得できる技術者に変更する変更願を提出願います。(入札監理課)</p>
	<p>施工体制事前提出型は、公告から入札・契約までの期間が長いことから、協力会社としては受注予定が立てづらく、書類づくりが煩雑であるなど、提出日までの下請契約を締結することは困難な状況にあるので、廃止もしくは期間短縮および書類の簡素化を求める。</p>	<p>施工体制事前提出方式は、下請業者の保護の観点から非常に有効な入札方式であるため、工事内容等を踏まえ、必要に応じて適用してまいりたいと考えておりますのでご理解願いたいと思います。 なお、提出日までの下請契約は絶対条件とはしておらず予定でも問題ありません。また、契約後の下請人の変更や一定の範囲内(3割以内)での下請金額の増加も認めております。(入札監理課)</p>
	<p>良質な公共工事を市場の適正価格で、かつ地域に根ざした企業が受注する仕組みづくりを構築するため、引き続き現行制度の検証を含め、社会・経済情勢の変化や建設市場の環境変化等に応じて、適宜・迅速に不断の改善・見直しを行うことを今後も期待する。</p>	<p>本県の入札制度については、透明性・競争性・公正性及び品質の確保に十分留意し、制度の運用に努めております。 改正品確法においては、基本理念に「地域維持の担い手確保への配慮」が明記された処であり、今後とも社会・経済情勢の変化や地域の実情を踏まえ、国等と連携しながら必要な見直しを行ってまいります。(入札監理課)</p>

調査票の項目	意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
2 元請・下請関係の適正化対策について		
<p>平成26年度下請状況実地調査において、下請負報告書の記載と異なる事業者へ施工させていた事例や、変更契約書の取り交わしがなされていない事例等がありました。このような状況を改善するため、どのような取組みをされていますか。</p>	<p>会員実態調査の結果から、会員企業に関しては、本事例は極めて希なケースと受け止めている。 下請報告書と違う業者の施行については、発注者と元請の変更契約の遅れが、下請会社との変更契約の不備につながるの要因と考えられる。 対策として、下請施行着手前に再度施行体制の確認を行い、報告書との相違を確認すること。工事着手は、下請契約完了後にすることを徹底することが重要であると考えます。</p>	<p>本県では工事内容の軽微な変更の場合は、その都度「工事内容変更通知書」により処理し、一括変更契約を行うこととしております。 そのため、下請け企業との変更契約にあたっては、「工事内容変更通知書」に基づき適正に実施願います。 また、軽微な変更該当しない場合は、速やかに変更契約を行うよう努めてまいります。(農林技術課、技術管理課)</p>
3 入札不調について		
<p>(2)県では災害等緊急随契、現場代理人の常駐義務の緩和、総合評価方式(復興型)の新設などの入札不調対策を講じているところですが、何が不調対策に有効と思われるかお聞かせください。</p>	<p>入札不調は、小規模工事や現場採算性に合わない工事(河川災害復旧工事、橋梁維持補修工事など)が多いため、現状に見合った条件での積算、さらに標準歩掛での積算ではなく、それぞれの現場に適した単価、歩掛、見積及び工法での設計積算が有効である。</p>	<p>積算基準については実態調査に基づき国が策定しており、橋梁維持補修等小規模工事においては、実態調査に基づく基準を平成26年4月に適用し、さらに一般管理費・現場管理費の増額改正も行われております。 なお、現場実態が基準に合わない工事については必要に応じて見積で対応することとしております。(農林技術課、技術管理課)</p>

調査票の項目	意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
	<p>除染業務がある程度の収束を迎えれば、作業員不足の状況も改善されることが考えられる。特に、型枠・鉄筋工などの労務単価については、実勢単価との乖離があるため、更なる単価の引き上げが有効である。</p> <p>配置技術者の雇用条件の緩和措置については、復興関係工事のみで適用されているが、復旧・復興工事の加速化や監理技術者等の有効活用観点からも、通常工事についても適用することが有効である。</p> <p>配置予定技術者の予定に支障を来たさず、今後の企業の受注計画が立つように、事前の工事調整や当初設計図書の精度アップを図ることにより、工期の延長をなくすことが有効である。</p>	<p>設計労務単価は、国と県等が毎年10月に合同で行う公共工事労務費調査に基づき、実勢価格を反映して国が都道府県毎に設定しております。</p> <p>また、国では実勢単価と乖離がある場合は年度途中でも機動的に見直すこととしており、今後も、調査結果を踏まえた国の対応に県としても速やかに対応してまいります。(技術管理課)</p> <p>建設業法において、建設業者が組織として有する技術力が活用できるよう主任技術者等に恒常的な雇用関係を求めているものであり、自然災害等の発生による緊急やむを得ない事情がある場合について、例外的に3ヶ月未満であっても差し支えないとされており、緩和については、国に相談しておりますが、労働者保護の観点から定められたものであり、要件の緩和は難しい状況にあります。(建設産業室)</p> <p>現場条件に適した設計とするため、発注機関の「技術検討委員会」での設計内容確認の取組や、特殊な仮設や工法による施工に関して、設計・施工計画段階で施工者が検討に関与する「設計時施工技術検討会」を設置する取り組みを行っています。</p> <p>今後も引き続き設計図書の精度向上に努めてまいります。(農林技術課、技術管理課)</p>

調査票の項目	意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
<p>(3)県発注の工事において、工事施工の平準化及び適正工期の設定について御意見をお聞かせください。</p>	<p>工事施工の平準化及び適正工期については、作業員の年間を通じた労働力及び機械の有効活用の観点から重要なところであるが、単年度会計の原則により年末から年度末に工期の集中が多い。</p>	<p>工事施工の平準化や適正工期の確保のため、適正な繰越手続や債務負担行為などを有効に活用して年度間の切れ目ない計画的な執行を行っています。(農林技術課、技術管理課)</p>
	<p>また、用地未取得部分や支障物件(電柱等)等があり、工事着手出来ないケースや工期延長が認められない場合も多々あることから、これらの問題を解決してから発注していただきたい。</p>	<p>用地取得や支障物件移設に係る見通しの把握や工程との調整をより綿密に実施して適切な時期の発注に努めるとともに、不測の事態が生じた際には工期の変更について適正に対応してまいります。(技術管理課)</p>
	<p>冬期間で施工が厳しいと思われる舗装工事、コンクリート工事等については、発注時期を考慮していただきたい。また、年度末近くの発注については、工期の繰り越しを柔軟に対応していただきたい。</p>	<p>発注時期設定に当たっては施工条件等を十分考慮するよう出先機関を指導するとともに、不測の事態が生じた際には翌年度繰越を含め工期の変更に適正に対応してまいります。(農林技術課、技術管理課)</p>
	<p>改正品確法を踏まえ、年度始めの公共工事の端境期を解消するため、ゼロ国債、ゼロ県債、複数年契約、繰越し制度等を積極的に活用し、工事の発注を前倒しすることなどにより、平準化を図っていただきたい。</p>	<p>適正な繰越手続や債務負担行為などを有効に活用し、年度間の切れ目ない計画的な執行や工事施工の平準化を行っています。(農林技術課、技術管理課)</p>

調査票の項目	意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
4 電子入札・電子閲覧について		
<p>(1)県では、電子入札・電子閲覧について一部の実施に留まっているところですが、他県等と同様に本格的に実施していくことについて、御意見等があればお聞かせください。</p>	<p>電子入札・電子閲覧に賛成です。特に電子入札は更に運用拡大を検討いただき、電子閲覧では全工事での実施に加え、閲覧でテキストを組み込んだPDFデータとしての提供と一括保存ができるようお願いしたい。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、電子入札及び電子閲覧について、他県等と同等の本格的な実施に向けて検討します。(入札監理課)</p> <p>電子閲覧に供する金抜設計書のPDFデータ化を行っております。なお、土木部では、電子閲覧における金抜き設計書のテキストを組み込んだPDFデータでの提供について、昨年8月1日以降に起工する工事から試行しております。(農林技術課、技術管理課)</p>
	<p>本年6月1日よりシステムの稼働時間が、午前8時から午後10時までと拡大されましたが、早期に土日祝祭日も閲覧可能な24時間体制の運用を実現いただきたい。</p>	<p>午後10時以降又は土日祝祭日も閲覧可能とすることは、深夜勤務及び休日出勤等を助長する恐れがあるため、稼働時間の延長は難しいと考えております。(入札監理課)</p>
5 品確法等三法改正について		
<p>(2)国土交通省では、一次下請業者についても原則として社会保険加入業者に限定していますが、本県においてもそのように限定すべきとお考えですか。</p>	<p>社会保険未加入対策については、特に建築工事の専門工種で小規模事業所が多く存在するなど、加入義務がない個人事業所や個人事業主が多数存在することを考慮する必要がある。また、下請企業が法定福利費を内訳明示した見積書を提出することや、年間を通して働けるように工事の平準化を図ることにより、加入促進に繋がるのではないかと考えます。</p>	<p>社会保険未加入対策については、法定福利費の確保も重要であることから、見積書に法定福利費を内訳として明示することにより、社会保険加入の原資となる金額を確保していく必要があります。各専門工事業団体においては、法定福利費の額を簡便に算定することができるよう、法定福利費の内訳を明示するための標準見積書を作成し、専門工事業者の参考となるように提供していますので、これらを活用していくことも有効であると思われます。(入札監理課)</p> <p>○国土交通省 各団体が作成した標準見積書 <a href="http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html">http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html</a></p>

調査票の項目	意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
<p>(3)品確法等三法改正を踏まえ、発注者に対する御意見があればお聞かせください。</p>	<p>改正品確法の基本理念には、将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保、およびダンピング防止等が明示されている。特に、基本理念を実現するため、予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準・最低制限価格の適切な設定、計画的な発注、適切な設計変更など、発注者の責務を明確にした「発注関係事務の運用に関する指針」が本年4月から本格運用となっているので、運用指針に基づき実施してほしい。</p>	<p>予定価格の適正な設定については、福島県財務規則施行通達(第256条)を改正し、歩切りを行わないこととしており、適正に実施しております。 また、低入札価格調査基準や最低制限価格についても適正に設定しております。(入札監理課)</p> <p>年度当初に発注計画を定め、これに基づいた計画的な事業執行を行っています。 また、これまでも適切な設計変更に努めてきたところですが、さらなる適切な設計変更を履行するため「設計変更等ガイドライン」の策定作業を進めておりますので、意見の聴取などにご協力をお願いします。(農林技術課、技術管理課)</p>
	<p>県および市町村の発注担当者が、改正品確法の趣旨を確実に理解するとともに、適正利潤を確保するため、受注時に係る入札制度および施工に対する設計変更ガイドラインの両面での適切な対応をお願いしたい。特に県内市町村に対しては、適正な利益の確保を阻害する歩切り根絶や適切な設計変更などを実行するための環境づくりをお願いしたい。</p>	<p>各発注者が改正品確法等の内容を理解の上、適切に執行するよう、総務省及び国土交通省から発出された通知文書等を、県内全市町村へ通知の上、周知徹底を図っているところです。 なお、歩切り根絶については、個別の市町村へ実態調査を行い、歩切り見直しの方向であることを国土交通省へ回答したところである。(入札監理課)</p>
<p>6 その他</p>		
<p>その他現在の県の入札制度について、御意見等があればお聞かせください。</p>	<p>地域密着型工事を地元企業が受注できる環境整備として、現行制度で3千万円未満の工事を対象に抽出実施している特別簡易型案件のうち、地域密着型工事に限定して指名競争入札を一部併用とし、発注者が総合的に判断して選択できるようにしてほしい。</p>	<p>本県では、農林水産部及び土木部が発注する3千万円未満の工事は、価格競争方式を基本とし、総合評価方式(特別簡易型)を抽出実施しており、特別簡易型については、企業の地域貢献度に重点を置いた加点評価を行っております。 御意見の趣旨である、地域に根ざし、貢献する企業を適正に評価するよう、今後とも、条件付一般競争入札における参加資格の設定や総合評価方式の評価基準の運用に努めてまいります。 なお、発注者の裁量を求める御意見ですが、特に指名競争入札については、入札制度改革において、指名業者の選定にあたり発注者の恣意が入らないようにという趣旨で採用されなかったという経緯がありますので、透明性の観点から、資格を有する業者側の自由判断により参加できる現行のシステムでいきたいと考えております。(入札監理課)</p>
	<p>入札参加者50者とする地域要件は、平均参加者数の実態と大きく乖離しているため、見直ししてほしい。</p>	<p>地域の業者数を考えて、最低でも30者程度確保できていればよいという規定があり、制度的に運用可能であることから、現時点の見直しは検討していません。(入札監理課)</p>



調査票の項目	意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
	<p>舗装工事の地域要件について、地域を支える地元企業の受注機会を確保する観点から管内を設け、金額範囲を引き上げてほしい。</p>	<p>舗装工事においては、管内ということになると、入札参加業者が10数者程度に留まる管内があり、競争性の確保の上で問題があることから、最低の要件を隣接3管内としています。(入札監理課)</p>
	<p>総合評価方式の標準型において、高度な技術などを含む技術提案を求めた場合、予定価格を超えた金額でも契約可能となるような、柔軟な契約制度(上限拘束性の撤廃)を検討し国に要望してほしい。</p>	<p>ご要望にあるような、通常の構造・工法では目的を達成できない高度な技術を求める工事については、設計段階で「公募型プロポーザル方式」により技術提案を求め、工事の予定価格に反映することとしています。総合評価方式の標準型において求めている技術提案については、あくまで予定価格内で実施可能な提案を求めていますのでご理解願います。(入札監理課)</p>
	<p>入札結果の公表は、「議会の決議が必要な契約以外の契約については、契約締結後1週間以内に公表」とあるが、施工計画および技術提案の評価結果については、次の入札の参考とするため、決定後の公表を待たずに照会すれば自社の点数は開示してほしい。</p>	<p>落札者決定をもって正式に入札参加者の加算点が決定することになります。決定前に評価結果を開示することは不確定の結果を開示することになるため考えておりません。御理解願います。(入札監理課)</p>
	<p>今後の仕事量の減少により、競争の激化が懸念されることから、最低制限価格の引き上げ、および低入札価格調査制度の失格基準を国と同水準にしてほしい。</p>	<p>国の低入札価格調査制度における調査基準については、予定価格の概ね70%~90%となっております。福島県発注の工事における最低制限価格等の見直しについては、平成25年9月10日に従来水準より概ね2%程度引き上げ(87%~92%)たところであり、国の水準より高く設定しております。直接工事費や諸経費個別の基準につきましては、品確法の観点から厳しく設定しております。(入札監理課)</p>

第56回福島県入札制度等監視委員会における意見・要望内容及び回答について

福島県総合設備協会

調査票の項目	意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
1 総合評価方式について		
(1) 県の総合評価方式において、入札参加者の技術力や地域貢献度を評価するためには、どのような項目を評価すべきとお考えですか。	技術力については工事成績評定の結果及びISO品質管理認証を、地域貢献度については緊急時出勤実績・ボランティア活動(特に消防団活動や民政委員・児童委員)・雇用実績などの地域社会への主業以外での貢献を重点的に評価して欲しい。	県の総合評価方式においては、当該工事の難易度や施工規模等からより適切な評価をするために類型に応じて評価項目や加算点合計に占める配点割合を変えております。 評価項目や配点割合については適正な評価をするため適宜見直しを行ってまいりましたが、今後とも透明性や競争性、公正性の観点から分析・検証を進め、より良い評価制度となるよう努めてまいりたいと考えております。(入札監理課)
(2) 県の総合評価方式について、御意見等があればお聞かせください。	簡易型及び標準型で求められる「施工計画の適切性に対する評価」評価基準が各発注機関、建築、土木トンネル等でバラツキがあるように思われますが、評価基準のポイントなどの公表をお願いしたい。	「施工計画の適切性に対する評価」の評価については、工事件毎に施工条件が異なること、また、発注者が重視するポイント等が異なることから評価項目は工事件によって異なる場合があります。設定については、福島県総合評価委員会議において、引き続き適切な設定に努めてまいります。 なお、評価基準の公表については、公表することにより「全ての入札参加者が加点になる」など評価に支障が生じることから公表はしていません。(入札監理課)
3 入札不調について		
(2) 県では災害等緊急随契、現場代理人の常駐義務の緩和、総合評価方式(復興型)の新設などの入札不調対策を講じているところですが、何が不調対策に有効と思われるかお聞かせください。	災害等の緊急随契の拡大、地域、時期的な工事の集中を避けた発注の平準化と、状況による次年度への繰り越しなどとともに、適正工期の設定及び機動的な工期設定を前提とした契約をお願いしたい。	適正な繰越手続や債務負担行為などを有効に活用し、年度間の切れ目ない計画的な執行や工事施工の平準化、適正工期の確保を行っています。 機動的な工期設定としては、「準備期間確保工事」として国土交通省で適用している「余裕期間確保工事」と同様の運用を行っております。また、不測の状況における工期変更については適正に対応してまいります。(農林技術課、技術管理課)
(3) 県発注の工事において、工事施工の平準化及び適正工期の設定について御意見をお聞かせください。	年度内の竣工にこだわらず、次年度への繰り越しなどを考慮した工期設定等が必要であり、工期延長の場合は経費の増額が発生するので、それに対する適切な対応なども必要である。	債務負担行為及び明許繰越制度等の活用による適正な工期の確保に努めております。 また、工期延長の内容により、経費の増額の妥当性があるものについては、変更することとしております。 (変更計上出来ない場合:受注者の責めに帰す工期延長の場合。)(農林技術課、技術管理課)

調査票の項目	意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
4 電子入札・電子閲覧について		
<p>(1)県では、電子入札・電子閲覧について一部の実施に留まっているところですが、他県等と同様に本格的に実施していくことについて、御意見等があればお聞かせください。</p>	<p>入札・閲覧にかかる時間・労力が省けるのでこれからも拡大の方向でお願いしたい。たまに閲覧文章の不鮮明な場合もあるので改善をお願いしたい。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、電子入札及び電子閲覧について、他県等と同等の本格的な実施に向けて検討します。(入札監理課)</p> <p>閲覧書類については、不明瞭な箇所が生じないように十分に注意してまいります。(農林技術課、技術管理課)</p>
5 品確法等三法改正について		
<p>(3)品確法等三法改正を踏まえ、発注者に対する御意見があればお聞かせください。</p>	<p>品確法の理念を実現するためには、適正な設計労務単価及び経費の引上げ、最低制限価格の引上げ、そして適正な工期設定が必要と思われる。</p> <p>人材確保のためには収入の向上や特に休日の確保などのワークライフバランスの改善が不可欠である。工期設定では土日の作業は想定されていないが、現場での実態は土日も稼働している。国などでは週休二日制モデル工事現場を設定しているので、県においてもモデル工事を設定し、工事毎の進捗状況のチェックによる指導や工期の見直しなどの総合的な施策の推進をお願いしたい。</p>	<p>最低制限等の引き上げについては、平成25年9月10日に従来水準より概ね2%程度引き上げたところであり、国の水準より高く設定しております。</p> <p>今後は、国の動向や他の自治体の状況を見ながら、検討して参ります。(入札監理課)</p> <p>設計労務単価については、国と県等が毎年10月に合同で行う公共工事労務費調査に基づき、実勢価格を反映し、国が都道府県毎に設定しております。</p> <p>また、本県の積算基準は、実態調査に基づく国の基準を適用しております。なお、積算基準に現状と乖離がある場合には、個別具体的にご相談ください。改善について国に要望してまいります。</p> <p>なお、週休二日制モデル工事については国や他県の実施状況を踏まえ、対応を検討してまいります。(農林技術課、技術管理課)</p> <p>人材確保の取り組みとして、これまでも、様々な広報活動による建設業のイメージアップや、関係団体と連携した合同就職説明会の開催による新規就業者確保に取り組むとともに、技能者育成に向けた研修などを実施してまいりました。</p> <p>今後においては、有識者や建設業関係者などから幅広く意見を聴きながら、今後の担い手育成などの施策について検討してまいります。</p> <p>(建設産業室)</p>

調査票の項目	意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
6 その他		
<p>その他現在の県の入札制度について、御意見等があればお聞かせください。</p>	<p>完成検査終了後、速やかに工事代金の支払いをお願いしたい。工事契約約款には、「請求を受けた日から四十日に以内に請負代金を支払わなければならない。」とあるので、それより遅れる場合は延滞利息を併せて頂きたい。</p>	<p>そのようなことが実際にあった場合には大きな問題であり、事実とすれば確認する必要があるので別途情報提供をお願いします。 (入札監理課)</p>

第56回福島県入札制度等監視委員会における意見・要望内容及び回答について

福島県建設専門工事業団体連合会

調査票の項目	意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
1 元請・下請関係の適正化対策について		
<p>(1)元請・下請関係適正化については、契約書、変更契約書を取り交わすことが不可欠ですが、徹底されていますか。</p>	<p>契約書・変更契約書を取り交わすことは不可欠ですが、契約書等の作成に事務処理負担が増えすぎ人件費を圧迫していますので、福島県内共通で使用できる簡易型書式等の導入を希望いたします。</p>	<p>契約にあたっては、見積書の作成について各専門工事業団体が作成した標準見積書を活用することが事務の省力化にも資すると考えられます。 (入札監理課)</p> <p>○国土交通省 各団体が作成した標準見積書 <a href="http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html">http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html</a></p>
2 入札不調について		
<p>作業員確保の現状と対応策についてお聞かせください。また、技能者等の不足へは、どのような取組みが有効であるとお考えですか。</p>	<p>現在の技能作業等者の不足について、下請専門協力各業者において、建設専門工事に子供たちを従事させたい技能作業者の両親が少ないと思われる。現在も建築作業所では3Kと呼ばれている状況は残っていますので、この状態を改善する事も重要です。</p> <p>若手労働者が働きやすい環境づくり(土休の実施)、女子の戦力化が今後必要になると思われます。そのためにも現場の環境設備が必要です。</p>	<p>人材確保の取り組みとして、これまで、様々な広報活動による建設業のイメージアップや、関係団体と連携した合同就職説明会の開催による新規就業者確保に取り組むとともに、技能者育成に向けた研修などを実施してまいりました。今後においては、有識者や建設業関係者などから幅広く意見を聴きながら、今後の担い手育成などの施策について検討してまいります。 (建設産業室)</p> <p>現場事務所の快適化等、現場労働者の作業環境の改善を行うための費用として、イメージアップ経費の計上について周知徹底してまいります。 (技術管理課)</p>
4 社会保険未加入対策について		
<p>専門工事業者の社会保険未加入対策としての取組みをお聞かせください。</p>	<p>社会保険料を外出しにした見積書を作成し提出しています。大手ゼネコンさんは社会保険料を支払うようになってきておりますが、地元ゼネコンさんには未だ浸透していないのが現状です。</p>	<p>県では、下請状況実地調査を実施しており、抽出した対象案件に関係する全ての元請・下請業者の調査を行い、その結果を県のホームページで公表しているところです。御意見を頂いたことについては、今後の下請状況実地調査の中で、各事業者の実態を把握の上、必要な指導等を実施してまいりたいと考えます。(入札監理課)</p>

第56回福島県入札制度等監視委員会における意見・要望内容及び回答について

福島県土木建築調査設計団体協議会

調査票の項目	意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
1 総合評価方式について		
(1) 県の総合評価方式において、入札参加者の技術力や地域貢献度を評価するためには、どのような項目を評価すべきとお考えですか。	測量設計等の業務委託は、それぞれの設計思想があるので、それらを適正に評価することは極めて困難であると考えます。	測量等委託業務の総合評価方式については、業務の内容や難易度により類型を決定しているところではありますが、設計思想が求められるような案件については標準型を適用するようしており、評価テーマに対する技術提案を評価することで適正な評価をしているところでもあります。 今後も試行を継続していく中で、評価項目等について検証しながらより良い評価制度にしていきたいと思います。(入札監理課)
(2) 県の総合評価方式について、御意見等があればお聞かせください。	<p>&lt;土木設計関係&gt;</p> <p>① 総合評価方式については、成果品の品質向上を求める標準型や簡易型提案型のように、橋りょうの予備設計、大規模な路線の検討、大規模な概略設計、特殊構造物の設計など、高度な技術力を要し、難易度の高い業務にのみ適用していただきたい。</p> <p>② 総合評価方式は、書類作成に多くの時間を費やすために負担が大きい。総合評価方式を適用する場合は、事務的な負担が比較的少ない簡易型(技術者型)を採用していただきたい。</p>	<p>① 県の測量等委託業務においては、業務の性質・内容に応じて公募型プロポーザル方式や総合評価方式、価格競争方式など多様な入札制度によれることとしています。 総合評価方式においては平成21年1月より試行していますが、入札参加者の提示する技術などによって、入札価格の差異に比べて成果に差異が生ずることが期待できる業務を対象として行っておりますが、今後とも試行を継続していく中で、対象業務の適用範囲等について検証しながらより良い制度にしていきたいと思います。</p> <p>② 技術力と価格を総合的に評価して決定する総合評価方式においては、標準型や簡易型提案型等のように技術的工夫の余地が大きい業務で成果品の品質向上及び適正な評価のため技術提案を求めることは必要と考えます。なお、業務内容によっては技術審査書の提出を必要としない「簡易型(技術者型)」も実施しているところであり、入札参加者の事務負担の軽減にも配慮しております。 (入札監理課)</p>
	<p>&lt;建築設計関係&gt;</p> <p>建築の設計者の選定については、創造性や独自性等を求められる新築や改築工事は価格競争でなく、公募型プロポーザル方式等を採用していただきたい。</p>	設計者の選定方式については、当該建築施設に求められる創造性や独自性の程度、技術的工夫の余地、類似施設の有無などを総合的に判断し決定していきたいと考えております。(入札監理課)

調査票の項目	意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
3 入札制度について		
<p>工事に関する測量等委託業務に係る現行の入札方式について、御意見等があればお聞かせください。</p>	<p>・地質調査業務における登録業者は全て電子入札利用登録済みであるので、電子入札の更なる拡大をお願いしたい。</p> <p>&lt;建築設計関係&gt; 建築設計は、震災復興や耐震改修促進法による建築物の耐震化で多忙な状況が続いており、競争入札の場合は一般競争入札の公募に対応する時間的余裕が無いことから、災害復興関連事業は随意契約方式を継続していただきたい。</p>	<p>頂いた御意見を参考に、電子入札の更なる拡大を本格化するよう検討します。(入札監理課)</p> <p>県民の生命や財産等を守るため、緊急を要する災害復旧工事等については、随意契約制度を活用して速やかに発注し、地域に精通した企業による迅速で円滑な施工に努めているところです。 今後においても、業務の目的や内容等により、適切な契約方式を選択してまいります。(建設産業室)</p>
4 品確法等三法改正について		
<p>担い手の育成・確保のため、どのような取組みをされているかお聞かせください。</p>	<p>品確法等三法改正により、「発注者の責務」として「担い手の中・長期的育成確保」が明文化された。建設労働者の雇用改善や技能の向上を図るための助成金の支給等、建設業には各種支援策が講じられているが、測量設計業等の建設関連業はそれらの支援策から除外されている。県におかれては、建設業と一連の業務を担っている建設関連業も、建設業同様、重要な地域産業であるとの認識を深化させ、それらの支援策を受けられるよう対策を講じていただきたい。</p>	<p>測量設計等の業界は、建設業とは業務内容も異なることから、建設業界向けの支援策は活用が難しいと考えられます。中小企業への支援策や厚生労働省の人材確保育成の支援策等の活用することが考えられます。 また、県では、建設業の育成支援のための経営セミナー講座を開催しております。測量設計等の関連業の皆様にも案内を差し上げておりますので、積極的な参加をお願いします。(建設産業室)</p>

調査票の項目	意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
5 その他		
<p>その他現在の県の入札制度について、御意見等があればお聞かせください。</p>	<p>&lt;土木設計関係&gt;                      ・業務が短期的に集中した場合、①検討及び照査の時間が十分確保できず、ミス、エラーの発生を招きやすくなる、②業務量集中時期に合わせた従業員数を確保することは、企業経営を圧迫することになる、③過酷な長時間残業により技術者の業界離れが進む。結果として、業務成果全般の品質低下を招くことになり、真の顧客である「納税者・県民の不利益」となる。                      コストの縮減並びに品質確保のため、年度後半に集中することのないよう年間を通じた計画的な発注による平準化を推進していただきたい。特に、測量設計業務については、第一四半期に発注が少ないことから、繰越しやゼロ県債等の活用により、効率的な作業が容易な4・5月の発注件数の拡大に努めていただきたい。</p>	<p>適正な繰越手続や債務負担行為などを有効に活用し、年度間の切れ目ない計画的な執行や業務の平準化を行っています。                      (農林技術課、技術管理課)</p>



調査票の項目	意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
	<p>・地方における雇用の創出や災害時の緊急出動など、社会的貢献度が高く、地域の実情にも精通している地元企業の受注機会を確保することは大切であると考え。特に、公共インフラの老朽化に伴う橋りょう、トンネル等の公共土木施設等の維持補修業務は地元企業への優先発注を考慮願いたい。</p>	<p>県内企業の技術力等で履行可能なものについては、県内企業で対応することを原則としております。今後も県内企業の活用を図ってまいります。(建設産業室)</p>
	<p>・地元企業の受注機会を少しでも多く確保できるよう、大規模な業務においても地元企業ができる業務については可能な限り分離発注に努めていただきたい。</p>	<p>県内企業が履行可能な業務については、可能な限り分離発注に努めてまいります。(建設産業室)</p>
	<p>&lt;建築設計関係&gt;                      ・工事監理業務の入札方式は、「誰にでもできる」という理由から指名競争入札となっておりますが、現実的には、建築設計業務の中で全て表現するという事は困難であり、工事監理業務においても、建築設計者の当該施設に求められる創造性や独自性等を総合的に判断することが必要なことから工事監理業務は建築設計者との単独随意契約を採択していただきたい。</p>	<p>工事監理業務については県職員が行うことを原則としておりますが、大規模な工事等においては、品質管理に関する部分の工事監理を県職員(監督員)の補助業務として外部委託することとしています。この委託業務の主たる内容は、「設計図書のとおり」に工事が実施されていることの確認等であることから、技術的に特別な内容を含めない工事の場合、一定の技術力を有する者であれば、何人でも工事監理業務は行えるという考えのもと、設計者を除いての指名競争入札で実施しております。</p> <p>特に特殊性や専門性が高く、設計者の創造性等を現場施工に反映する必要がある工事においては、工事監理業務とは別に設計意図伝達業務として、設計者へ委託業務を発注しております。</p> <p>これは、公共工事のより一層の品質確保を目的としたもので、必要性や重要性に応じて実施していることをご理解いただきたい。(建設産業室)</p>

第56回福島県入札制度等監視委員会における意見・要望内容及び回答について

個別事業者

調査票の項目	意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
3 入札不調について		
(2)県発注の工事において、工事施工の平準化及び適正工期の設定について御意見をお聞かせください。	施工場所に応じた積算及び工期の設定をお願いしたいです。	県では標準積算基準により工期を算定することを標準としていますが、現場実態が基準に合わない工事については工程等を考慮し工期を算定するようにしております。(技術管理課)
6 総合評価方式について		
(1)県の総合評価方式について、入札参加者の技術力や地域貢献度を評価するためには、どのような項目を評価すべきとお考えですか。	災害時の応援協定(区市町村)の評価。工事箇所と同一市町村に本店がある場合の評価。	市町村をまたいで県内の建設業者が合併したような場合、どちらかの本店が「支店」ということになりますが、そういった場合も想定して支店の方も評価するようにしておりますので御理解いただきたいと思います。(入札監理課)
(2)県の総合評価方式について、御意見等があればお聞かせください。	施工能力において、実績の評価範囲(金額、施工延長等)を緩和して頂きたい。	同種・類似工事の設定(指定金額、施工延長等)は工事内容や発注規模を踏まえ当該工事に必要な技術力を適切に評価できるように設定しております。今後とも福島県総合評価委員会議において、引き続き適切な設定に努めてまいります。(入札監理課)
7 その他		
その他現在の県の入札制度について、御意見等があればお聞かせください。	今般、随意契約が増えております。指名競争入札も含めた入札制度の改革があってもよいのではないのでしょうか。	本県の工事においては、「入札制度改革」により指名競争入札を廃止し、平成19年10月から条件付一般競争入札を全面的に導入してきたという経緯があります。 その後、地域密着型工事において入札手続きが長いとのことから、平成20年度に指名競争入札を一部抽出試行し検証してまいりましたが、入札手続期間の短縮の効果が確認できなかったことから施行を取り止めたという経緯がありますので、指名競争入札の復活については非常に困難であると考えております。(入札監理課)